

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	シ	名称	上野地特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	100 ha
指定期間		令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで			
指定区域		十津川村の旭川と十津川の合流点の左岸の国道一六八号を起点とし、同所から同国道を南西進し、同国道と村道旧国道上野地線との交点に至り、同所から同村道を南西進し、国道一六八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し、国王神社に至り、同所から十津川の右岸に渡って同川を北東進し、十津川の左岸に渡って起点に至る一円の区域			

参考図面

